# 「明治150年・京都の奇跡プロジェクト」におけるシンポジウム 及び広報等実施業務 業務仕様書

### 1 業務名

「明治150年・京都の奇跡プロジェクト」におけるシンポジウム 及び広報等実施業務

## 2 業務の趣旨

- ア 平成30年は、明治元年から満150年の節目に当たります。本市では、この機会に、各種催しや広報等を通じて、明治維新による都市衰退の歴史的危機を克服した、京都の先人の取組等を市民ぐるみで振り返り、その意義を見直し、誇りを共有し、今と未来に活かすことを目指す「明治150年・京都の奇跡プロジェクト」(個々の事業の総称の事業名)(以下「京都の奇跡プロジェクト」という。)に取り組んでいます。
- イ この度、本プロジェクトの一環として、明治期の京都における先進的な取組や、市民生活、文化等についてわかりやすく伝えるとともに、本プロジェクトへの市民の関心や事業の機運を高めるきっかけづくりを目指すシンポジウム(講演・パネルディスカッション等、オープニングイベント、ロビーでの明治の写真展など)(以下「明治150年シンポジウム」という。)等を開催することとしています。
- ウ 本業務は、これに当たり、明治150年シンポジウムの実施、及び同シンポジウム、その他の関連事業並びに「京都の奇跡プロジェクト」全体の広報等について、一体的・効果的に実施しようとするものです。

## 3 「明治150年シンポジウム」の仕様

- (1) 開催日時:平成30年1月上旬の土曜日又は日曜日の,午後の時間帯のうち2時間程度(予定)
- (2) 場所:岡崎地域の施設(予定)
- (3) 主催:京都市
- (4) 会場規模:700人程度
- (5) 対象者:一般市民等
- (6) 参加費:無料
- (7) その他:会場内を活用して明治期に関する情報発信(写真展)を実施
  - ※ 提案内容により主催者と協議のうえ決定
  - ※ 会場費は受託者が負担(受託費用に含む)

#### 4 委託業務内容

(1) 「明治150年シンポジウム」

## ア プログラムの企画

- ・ 「明治150年シンポジウム」(上記2 イ)の実施に当たり、主要プログラムである「明治期を振り返る講演やパネルディスカッション」を、より多くの市民にとって興味深く、親しみやすいものにするため、京都市が予め指定するパネリスト(2名)とは別に、有識者や集客を見込める著名人等のパネリスト(1名程度)及び司会兼コーディネーター(1名)を調整し、招聘すること
- ・ 同じく,本シンポジウムを興味深く,親しみやすいものにするため, オープニングイベント,ロビー企画(明治の写真展ほか),その他の工 夫等を企画すること

# イ 参加者の募集に係る事務

- ・ 参加申込者への参加票及び落選通知の送付
  - (※ 募集は、本市コールセンター「いつでもコール」で行う予定であり、連携して上記の業務を行うこと)

## ウ 「明治150年シンポジウム」の運営

- ・ 主催者や招聘する出演者、関係先等との連絡・調整
- ・ 出演者(主催者が指定するパネリストを含む)の出演料等支払
- ・ 会場設営及び撤去
- ・ 司会進行・進行管理(会場レイアウト図,タイムテーブル,運営マニュアル,進行台本等資料の作成を含む)
- ・ 受付・案内・誘導
- 安全管理
- ・ イベント保険への加入と保険料の支払
- ・ 参加者へのアンケート作成・実施・回答集計・分析など
  - ※ アンケートについては、シンポジウムに対する満足度や事業全体 に対する要望などが聴取できる内容にすること。またできるだけ多 数の回答回収に努めること
- ・ 当日配布資料等の作成
- ※ すべての配布資料等(アンケート含む)については、主催者と協 議のうえ決定すること
- ・ 実施報告書、記録写真及び原稿おこしの作成
  - ※ 主催者の専用ポータルサイトに掲載する予定

# エ その他「明治150年シンポジウム」の事業効果を高める取組(任意)

・ 当事業の効果を高めるための取組があれば実施すること

## (2) 広報活動

# ア 「明治 1 5 0 年シンポジウム」(上記2 イ)の広報用チラシ等の作成・ 配布

- ・ 「明治150年シンポジウム」の開催及び概要を周知し、集客を図る ための効果的な広報用チラシ等を、<u>平成29年11月中旬までに作成</u>し、 京都市への納品及びその他効果的な配布を行うこと。
- ・ また, 「明治150年シンポジウム」について, 各種情報誌やウェブ サイト等への掲載、その他の効果的な広報の工夫を図ること

# イ 「京都の奇跡プロジェクト」(上記2 ア)の広報用ポスター, チラシ等 の作成・配布

- ・ 「京都の奇跡プロジェクト」(事業全体)の概要を周知し、取組の機運 を高めるための広報用ポスター、リーフレット等を、<u>平成29年11月</u> 下旬までに作成し、京都市への納品及びその他効果的な配布を行うこと。
- ・ また,「京都の奇跡プロジェクト」や関連事業について,各種情報誌 やウェブサイト等への掲載,その他効果的な広報の工夫を図ること

## ウ 事前協議等

- ・ 上記ア, イの広報用ポスター・チラシ等の作成, 広報方法等については, 事前に京都市と協議し, 承認を受けた上で作成し, 実施すること。
- ・ 広報用ポスター・チラシ等の発行数等は、提案内容により主催者と協 議のうえ予算の範囲内で決定

### (3) 成果物の提出

- 広報ポスター・チラシ等(紙ベース及びデータ)※印刷枚数は主催者と協議のうえ決定
- 出席状況の最終的なとりまとめ(紙ベース及びデータ)
- ・ 配付資料等 (データ) ※配布資料等は受託者がシンポジウム会場で配布
- ・ アンケート回答票(回収したもの・原紙)
- ・ アンケート分析結果 (紙ベース及びデータ)
- ・ シンポジウム開催の記録・議事要旨、原稿おこし(紙ベース及びデータ)
- ・ 開催状況等の画像 等

#### (4) 事業報告書の作成

当事業の広報等に使用するため、事業内容をテキスト、写真等を使って 分かりやすくまとめた事業報告書を作成し、データと合わせて事業終了後、 主催者へすみやかに提出すること。

## 5 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議のうえ、決定すること。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、委託者に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり, その他の目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、 内容及び金額については、双方が調整すること。
- (6) 受託者が本業務によって委託者または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこと。